

八王子駅南口集いの拠点管理・運営事業に関する条例素案(骨子)について

1 報告趣旨

現在、整備を進めている八王子駅南口集いの拠点の令和8年(2026年)10月開園に向け、公園、ミュージアム、ライブラリ、交流スペースの管理・運営に関する条例の制定及び改正について、素案(骨子)をまとめたことから、その内容について報告する。

2 報告内容

(1) 制定及び改正する条例

ア 都市環境委員会所掌

- (ア) 八王子市八王子中央公園複合施設条例の制定
- (イ) 八王子市都市公園条例の改正

イ 文教経済委員会所掌

- (ア) 八王子市歴史・郷土ミュージアム条例の制定
- (イ) 八王子市図書館条例の改正

(2) 各条例の関係性 (右図参照)

開園に合わせ区域全体を都市公園法に基づく都市公園(公園名「八王子中央公園」)に位置づけ、園内に整備するメイン棟及び活動展示室棟は「歴史・郷土ミュージアム(博物館)」、「憩いライブラリ(図書館)」、「交流スペース」等の多様な機能を備えた「八王子中央公園複合施設」として、管理・運営する。



(3) 制定及び改正素案（骨子）

ア 八王子市八王子中央公園複合施設条例素案の骨子 別紙1

(ア) 八王子中央公園複合施設の設置及び管理に関する必要事項を規定する。

(イ) 同施設内の憩いライブラリと歴史・郷土ミュージアムの設置及び管理については、別に条例で定めることを規定する。

イ 八王子市都市公園条例の条例改正素案の骨子 別紙2

(ア) 八王子中央公園内に設置する有料駐車場の設置及び管理に関する必要事項を規定する。

(イ) 八王子中央公園複合施設の設置及び管理については、別に条例で定めることを規定する。

ウ 八王子市歴史・郷土ミュージアム条例素案の骨子 別紙3

(ア) 八王子中央公園複合施設内に設置する歴史・郷土ミュージアムの設置及び管理に関する必要事項を規定する。

(イ) 郷土資料館条例（昭和42年八王子市条例第13号）は廃止し、八王子市博物館協議会条例（平成19年八王子市条例第33号）の館の名称変更に伴う改正を行う。

エ 八王子市図書館条例の条例改正素案の骨子 別紙4

(ア) 八王子中央公園内複合施設に設置する憩いライブラリの設置及び管理に関する必要事項を規定する。

(イ) 図書館の事業、開館時間、休館日及び図書館の管理を指定管理者が行うことができることを規定する。

(4) パブリックコメントの実施

ア 期 間 令和7年（2025年）7月15日（火）から8月15日（金）まで

イ 周知方法 広報はちおうじ7月15日号、市ホームページ及びSNS

ウ 閲覧場所 集いの拠点整備課、公園課、市政資料室、はちはく、各図書館、市民部各事務所、各市民センター及び市ホームページ

エ 提出方法 郵送、FAX、電子メール及び集いの拠点整備課窓口への提出

(5) 今後のスケジュール

令和7年（2025年） 7～8月

パブリックコメントの実施

12月

第4回市議会定例会へ議案上程及び告示